

経緯 R2「民事司法制度改革の推進について」等 ⇒ R4.10～ 法務省に本検討会を設置

民事裁判情報を提供する意義

司法の
透明性
向上

行動規範
紛争解決指針
の提示

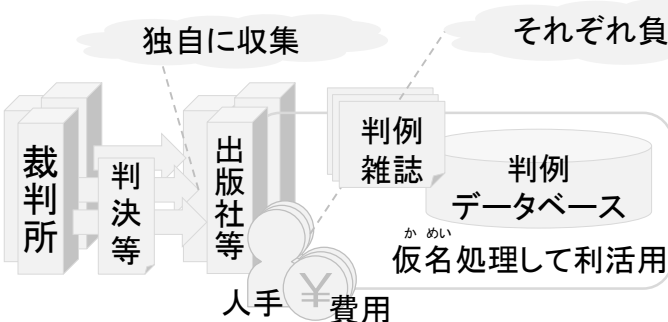
紛争解決を
補助するAIの
開発基盤整備



民事訴訟手続のデジタル化を見据え、
デジタル社会にふさわしい民事裁判情報の提供
の在り方・制度化に向けた諸課題を検討
R6.3～5 パブリックコメント実施
R6.7.29 第16回会議(取りまとめ)

民事裁判情報提供の現状と課題 (報告書第3)

主な課題は件数と網羅性

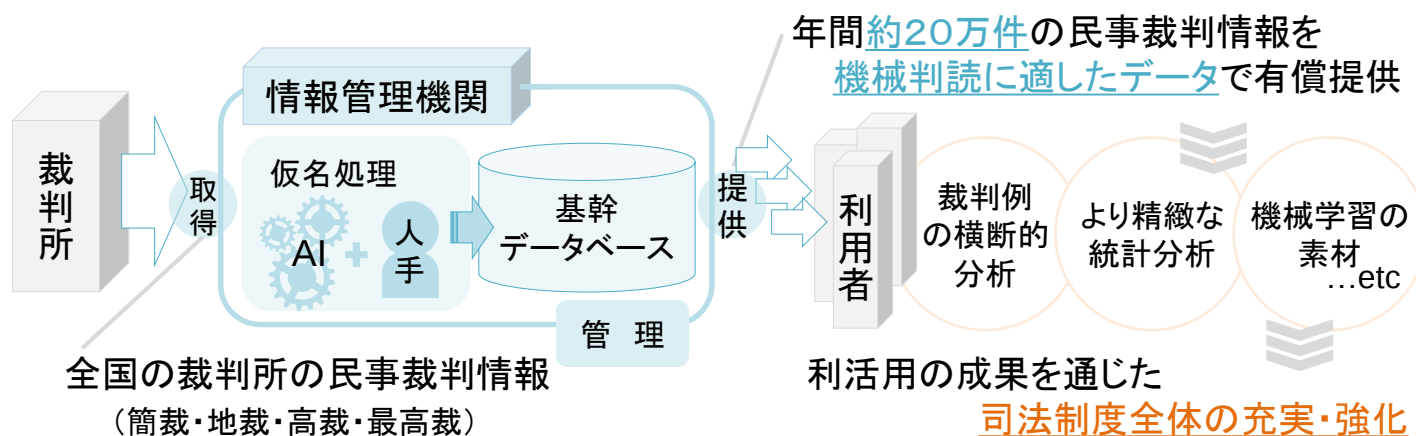


利活用される判決は、
全体(年間約20万件)の数%にすぎず、
網羅性のあるデータベースが存在しない。

公開情報たる民事裁判情報の
公共財としての価値が高まっていることから
利活用を促進する環境整備が必要

解決策 (報告書第4)

仮名処理を集約・「情報管理機関」が「基幹データベース」を構築



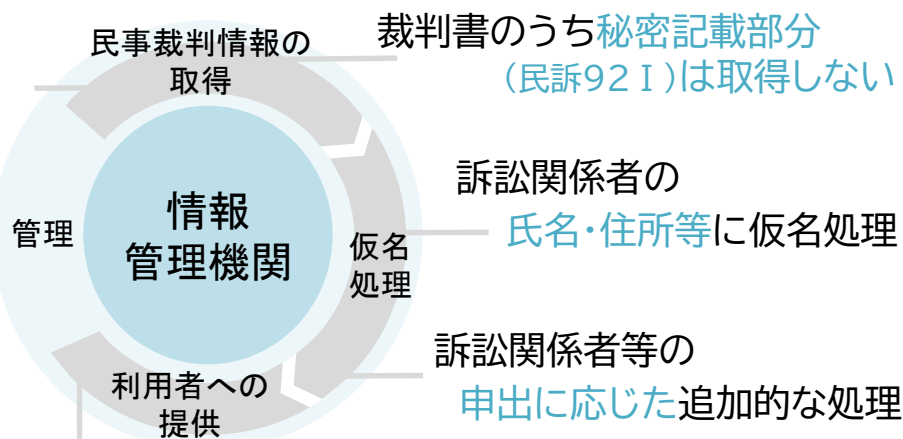
制度設計の在り方(報告書第5)

価値あるデータベースとしつつ、プライバシー等に配慮

内容にかかわらず
あらゆる事案が取得対象

情報セキュリティ対策等の
安全管理措置を実施

業務遂行全体を
法務大臣が監督



不適切な利用をした者には提供を停止(提供契約を通じたコントロール)